

社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第35条の規定により、社会福祉法人大野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の管理、運営及び業務執行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会及び理事会

(招集)

第2条 評議員会を招集するには、あらかじめ評議員会の日時及び場所並びに議題又は議案を理事会において決議しなければならない。

(開会)

第3条 評議員会において、会長（本会の会長をいう。以下同じ。）は評議員会の開会の時刻において、出席した評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。以下この条及び第5条において同じ。）の数を確認し、定款第12条の5第1項に規定する評議員会成立の評議員数を充足したことを確認した後、開会を宣するものとする。

2 前項の規定は、理事会について準用する。この場合において、同項中「第12条の5第1項」とあるのは「第17条の2第1項」と読み替えるものとする。

(提案の説明)

第4条 評議員会及び理事会において、議長は議事の進行を円滑にするため、提出議案又は議題の説明を事務局職員に行わせることができる。

(決議)

第5条 定款第12条第12号に規定する評議員会で決議するものとして法令で定められた事項とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の20第4項に規定する理事、監事又は評議員の損害賠償責任の免除及び理事又は監事の損害賠償責任の一部免除
- (2) 社会福祉法第52条及び第54条の2第1項に規定する吸収合併契約の承認
- (3) 社会福祉法第54条の8に規定する新設合併契約の承認

2 定款第12条の5第2項第3号に規定する評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議するものとして法令で定められた事項とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 前項各号に掲げるもの。ただし、同項第1号に掲げる理事、監事又は評議員の損害賠償責任の免除は全評議員の同意を要する。
- (2) 社会福祉法第46条第1項第1号に規定する社会福祉法人の解散

3 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題又は議案以外の事項を決議すること

はできない。

- 4 評議員会及び理事会においては、書面若しくは電磁的方法又は代理人若しくは持ち回りによる議決権の行使は認められない。

(議事録)

第6条 評議員会の議事録は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の15第3項に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 2 理事会の議事録は、社会福祉法施行規則第2条の17第3項に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 3 前2項の議事録を作成するにあたって、議長は議事録の正確を期するため、適当と認める事務局職員に議事の経過、結果その他必要な事項を記録させることができる。

- 4 理事会において、会長が出席しなかったときは、当該理事会に出席した理事及び監事の全員が議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

(欠席理事への報告)

第6条の2 会長は、理事会に欠席した理事に対して当該理事会終了後、速やかに前条第2項の議事録を送付するものとする。

第3章 監事

(職務)

第7条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監事の出席の有無にかかわらず、理事会は、その成立要件を満たすことによって有効なものとなる。

- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議題又は議案、書類等について調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監査報告)

第7条の2 定款第12条の11第1項の規定による監査報告の作成については、社会福祉法施行規則第2条の19の定めるところによる。

- 2 定款第26条第1項に定める監査の報告は、社会福祉法施行規則第2条の27第1項及び第2条の36に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(監査の実施)

第7条の3 前2条に定めるもののほか、監事の監査の実施については、別に定める。

第4章 顧問

(顧問の設置)

第8条 定款第13条の規定に基づく本会の顧問は、次に掲げる者の中から委嘱することができる。

- (1) 大野市長の職にある者
- (2) 大野市議会議長の職にある者
- (3) その他会長が必要と認める者

(会議の出席)

第9条 顧問は、会長が必要と認めるときは、評議員会、理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決権は有しない。

(任期)

第10条 顧問の任期は、会長が理事会の同意を得て定める。

第5章 評議員、理事及び監事の選任

(評議員の選出区分及び選任)

第11条 評議員選任候補者は、別表第1に掲げる選出区分により選出するものとする。

- 2 評議員は、評議員選任委員会における選任の決議を受けた後、定款第9条第1項に定める定時評議員会の終結の時を就任の始期として会長が委嘱する。ただし、同条第2項の規定により補欠選任された評議員は、評議員選任委員会において当該選任された日又は定時評議員会若しくは評議員会の終結の時を就任の始期として会長が委嘱する。

(理事の選出区分)

第12条 理事は、別表第2に掲げる選出区分により選出するものとする。

(監事の選任)

第13条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(補欠選任の手続)

第13条の2 評議員、理事及び監事に欠員が生じた場合の補欠の選任については、任期満了に伴う評議員、理事及び監事の選任方法を適用する。

第6章 事務局

(事務局職員)

第14条 定款第20条の規定に基づき、本会に事務局を置き、事務局長1人を置くほか、必要に応じて次の職員を配置することができる。

- (1) 参与
- (2) 事務局次長

- (3) 事務局次長補佐
- (4) 総括主任
- (5) 支所長
- (6) 主任
- (7) 主査
- (8) 主事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める職員

2 前項の職員は、嘱託職員をもって充てることができる。

(業務)

第15条 事務局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規則、規程等に関する事。
- (2) 評議員会、理事会、評議員選任委員会及び諸会議の運営に関する事。
- (3) 職員の身分、服務、給与その他人事に関する事。
- (4) 公印の管理に関する事。
- (5) 予算及び決算並びに会計に関する事。
- (6) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (7) 財産及び物品の取得、管理及び処分に関する事。
- (8) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (9) 福井県社会福祉協議会との連絡に関する事。
- (10) 福祉相談事業の運営に関する事。
- (11) 生活困窮者の福祉対策に関する事。
- (12) 生活福祉資金及び法外援護資金に関する事。
- (13) 地域福祉の推進に関する事。
- (14) 地域組織活動及び地域福祉活動の推進及び指導に関する事。
- (15) 社会福祉の調査研究及び啓発宣伝に関する事。
- (16) 福祉関係団体の福祉活動の推進に関する事。
- (17) 共同募金会との連絡に関する事。
- (18) ボランティア活動の推進に関する事。
- (19) 障がい者福祉事業の運営に関する事。
- (20) 日常生活自立支援事業の運営に関する事。
- (21) 生活支援体制整備事業の運営に関する事。
- (22) 法人後見事業の運営に関する事。
- (23) 成年後見制度利用促進体制整備事業の運営に関する事。
- (24) 放課後等デイサービス事業の運営に関する事。
- (25) 居宅介護支援事業の運営に関する事。
- (26) 訪問介護事業の運営に関する事。

- (27) 通所介護事業の運営に関すること。
- (28) 前各号に掲げるもののほか、本会の管理運営に関し必要なこと。

第7章 事務の執行

第1節 専決及び代決

(会長の専決)

第16条 定款第15条ただし書に規定する会長が専決することのできる業務は、次のとおりとする。

- (1) 規程、要綱等の制定、改廃等に関すること。
 - (2) 職員の人事及び給与に関すること。
 - (3) 職員の労務管理及び福利厚生に関すること。
 - (4) 債権の免除又は効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるものその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
 - (5) 資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - (6) 事業受託、請負、物品納入等の契約のうち、次に掲げる軽微なもの
 - ア 日常的活動に必要な事業受託及び物品の購入
 - イ 施設設備の保守管理及び備品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
 - (8) 予算上の予備費の支出
 - (9) 寄附（負担付寄附を除く。）の受入れに関すること。
 - (10) 本会の情報開示に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、日常の軽易な業務と認められるもの
- 2 前項に定めるもののほか、会長において理事会及び評議員会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、補正予算の編成及び規程等（理事会に付議するものに限る。）の改正について専決処分することができる。この場合において、会長は、次の理事会及び評議員会において、それぞれ定款で定める条項に基づき当該専決処分の承認を受けなければならない。

第17条から第19条まで 削除

第2節 公印の管理

(公印の種類)

第20条 本会の公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人大野市社会福祉協議会印
- (2) 社会福祉法人大野市社会福祉協議会長印

(3) 大野市社会福祉協議会事務局長印

(公印の管理等)

第21条 公印の管理等に関する事項は、別に定める。

第3節 文書の保存

(文書の保存)

第22条 文書の保存期間は、別に定めがあるものを除き、原則として次のとおりとする。
ただし、会長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(1) 永久保存

- ア 行政機関への許認可申請書及び許認可書
- イ 定款、規則、規程等の制定及び改廃に関する文書
- ウ 登記及び登録に関する書類
- エ 事業報告書及び大野市社会福祉協議会経理規程（以下「経理規程」という。）第14条第1項第1号に規定する会計書類
- オ 重要な原簿、台帳その他これらに類するもの
- カ その他10年を超えて保存する必要があると認められる書類

(2) 10年保存

- ア 評議員会、理事会及び評議員選任委員会の議事録及び議案書
- イ 役員の人事関係書類
- ウ 事業計画書及び収支予算書
- エ 経理規程第14条第1項第2号及び第3号に規定する会計書類
- オ 行政機関の受託事業及び補助事業に関する書類
- カ 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類
- キ 比較的重要な原簿、台帳その他これらに類するもの
- ク 重要な統計書、報告書及び届出書
- ケ その他5年を超えて保存する必要があると認められる書類（前号に掲げるものを除く。）

(3) 5年保存

- ア 行政機関及び上部団体の往復文書及び通知
- イ 原簿、台帳その他これらに類する書類
- ウ 比較的重要な統計書、報告書及び届出書
- エ その他3年を超えて保存する必要があると認められる書類（前2号に掲げるものを除く。）

(4) 3年保存

- ア 文書の収受及び発送に関する簿冊
- イ 出勤簿、時間外勤務命令簿及び旅行命令簿
- ウ その他1年を超えて保存する必要があると認められる書類（前3号に掲げるものを除く。）

除く。)

(5) 1年保存

ア 軽易な通知その他往復文書

イ 報告書、届出書その他これらに類する書類（前各号に掲げるものを除く。）

第8章 職員の就業

（職員の就業）

第23条 職員の就業については、別に定める就業規則による。

第9章 会計

第1節 総則

（会計処理）

第24条 本会の会計処理に関する事項は、別に定める経理規程による。

第2節 予算の編成

（予算編成の原則）

第25条 予算は、合理的な基準により経費を算定するとともに、財源を正確に捕捉し、かつ現実に即応する収入を算定してこれを編成するものとし、もって健全財政の確保に努めなければならない。

（予算編成要領）

第26条 職員は、会長の命を受けて毎会計年度の予算編成について要領を定め、当該年度の事業計画その他を勘案し、予算要求書を作成して会長に提出するものとする。

2 会長は必要な審査を行い、これを査定するものとする。

（補正予算）

第27条 職員は、年度途中において予算の補正の必要を認めた場合には、補正に係る予算要求書を作成して会長の査定を受けるものとする。

第3節 予算の執行

（予算の執行）

第28条 収入予算は、適切かつ厳正に確保するとともに、支出予算はその目的を達成するため、最も経済的に執行しなければならない。

（収入及び支出の命令）

第29条 本会の支出命令、支出の原因となる契約その他の行為、収入の命令並びに現金及び物品の出納命令は、会長が行う。

（命令の専決）

第30条 前条の命令のうち、次に掲げる事項については、事務局長がこれを専決することができる。

(1) 給料、賃金、諸手当その他これに類するもので常時一定化したものの支出

- (2) 日常運営に必要な経常経費の支出
- (3) 費用弁償及び旅費の支出
- (4) 収入及び支出外現金、戻入金等の受払

第 10 章 補則

(細則の改廃)

第 31 条 この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この施行細則は、昭和 46 年 9 月 1 日から施行し、昭和 46 年 12 月 22 日から適用する。

附 則

この施行細則を一部変更する細則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則を一部変更する細則は、平成元年 5 月 12 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

一部変更する細則は、平成 7 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成 15 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成 15 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 一部変更する細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この一部変更する細則の施行の日において、評議員選任委員会において選任されている評議員の任期の始期は、変更後の社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款施行細則第 11 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、平成３１年３月３１日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、令和元年１２月１１日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、令和３年６月８日から施行する。

附 則

一部変更する細則は、令和４年７月２５日から施行する。

附 則

この細則は、令和５年１月２５日から施行する。

別表第 1（第 1 1 条関係）

選出区分	選出人数
区長会	6 人
地区社会福祉協議会	7 人
地区福祉委員会	7 人
民生委員児童委員協議会	3 人
ボランティア団体	5 人
当事者団体	2 人
高齢者団体	1 人
青年団体	1 人
教育団体	1 人
福祉施設連絡協議会	1 人

別表第 2（第 1 2 条関係）

選出区分	選出人数
区長会	3 人
地区社会福祉協議会	1 人
地区福祉委員会	1 人
民生委員児童委員協議会	2 人
ボランティア団体	1 人
女性団体	1 人
当事者団体	1 人
高齢者団体	1 人
福祉施設連絡協議会	1 人
市行政機関	1 人
学識経験者	1 人